

令和 7 年 1 月 21 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

桶川市長 小野 克典

市町村名 (市町村コード)	桶川市 (231)
地域名 (地域内農業集落名)	西側地区 (上日出谷、下日出谷、川田谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月15日 (1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

荒川沿岸(江川)の低地に展開する水田で水稻を作付けしているほか、台地の畑では主に麦、野菜(ブロッコリー、トマト、ねぎ、キャベツ、きゅうり、ホウレン草、チンゲン菜、こまつな、みずな、かぶ、さといも、さつまいも)、果樹(なし)、花き(ゆり、切り花類、べにばな)の作付けが行われ、畜産業(乳牛)も行われている。低地に広がる水田では、農業生産基盤整備が行われ、農道やかんがい排水が整備されている。畑では、都市化による混住化が進み、農業生産を阻害する要因にもなっている。また、農業従事者の高齢化等により、一層の担い手不足が進むことが見込まれている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地中間管理事業を活用し、担い手に対する農地の利用集積を進め、生産性の向上を図り、農業所得を増大させることで、効率的かつ安定的な経営を推進する。これらの取り組みにより、定年帰農者、Iターン、Uターンなどの新規就農者の育成、確保を図る。畑では、野菜、果樹、花きなどの立地条件を活かした都市農業を推進するため、高収益性を目指した品種や新技術の導入に取り組み、品質の向上、多品目栽培によって経営の安定化を目指す。併せて、加工や販売などの高付加価値化を確立し、道の駅「べに花の郷おけがわ」とも連携し、地域の多様なニーズに対応できる農業の発展を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	441.657 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	393.7782 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

集団的に存在する農用地、国・県が実施、補助する農業生産基盤整備事業の施行に係る区域内にある農用地、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るための農業上の利用を確保することが必要である農用地

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
主要な担い手が既存で耕作している農地を中心に集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りをを行う際は、農地中間管理事業を利用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の集団化が達成された後に、担い手からの要望等を踏まえ、基盤整備事業を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市内外からの新規就農者や定年帰農者からの相談等については、県やJAと連携して対応し、就農につなげていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
-

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐	☐ ③スマート農業	☐	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒	☐ ⑦保全・管理等	☐	☒ ⑧農業用施設	☐	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・有機・減農薬栽培の作物を栽培する農業者団体の活動活性化を図っていく。
- ・出荷者組合等と連携し、果樹のPRと普及を推進する。
- ・多面的機能支払交付金を活用し、農業用排水路や農道の保全・管理について検討を進める。
- ・耕畜連携として、市内酪農家から発生する堆肥の活用を推進する。